

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ポ プ ラ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 目 黒 俊 治
(コード番号 7601 東証第一部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 半 田 之 史
(TEL. 044 - 280 - 2813)

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 18 年 5 月 8 日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行(一般募集)

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 1,000,000 株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 18 年 5 月 15 日(月)から平成 18 年 5 月 18 日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 払込金額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した払込金額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、会社計算規則第 37 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村証券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、三菱UFJ証券株式会社、新光証券株式会社、いちよし証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、ウツミ屋証券株式会社及び東洋証券株式会社(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 18 年 5 月 23 日(火)から平成 18 年 5 月 25 日(木)までの間のいずれかの日。
ただし、発行価格等決定日が、平成 18 年 5 月 15 日(月)である場合には発行価格等決定日の 6 営業日後の日とし、その他の日の場合には発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、払込金額中資本に組入れない額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し) <後記【ご参考】1.を参照のこと。>

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 150,000株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 野村證券株式会社 150,000株
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式(以下「借入れ株式」という。)の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、150,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、一般募集の対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、上記受渡期日に始まり、上記申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)に終了する期間を行使期間(以下「グリーンシューオプションの行使期間」という。)として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、上記申込期間の終了する日の翌日からグリーンシューオプションの行使期間の最終日の3営業日前の日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限(以下「上限株数」という。)とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又は上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により買付けて返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	9,040,018株	(平成18年4月30日現在)
公募増資による増加株式数	1,000,000株	
公募増資後の発行済株式総数	10,040,018株	

3. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資に係る手取概算額1,398,000千円については、全額設備資金に充当する予定であります。なお、平成18年3月31日現在の設備計画は以下の通りであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 類別名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月	
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
提出会社 八千代道の駅前店 (仮)	千葉県 八千代市	コンビニエンス ストア事業	店舗設備	25,000	0	自己資金及 び増資資金	平成18年 2月	平成18年 4月
提出会社 観音寺豊浜店(仮)	香川県 観音寺市	コンビニエンス ストア事業	店舗設備	49,000	16,000	自己資金及 び増資資金	平成18年 1月	平成18年 4月
提出会社 金沢片町店(仮)	石川県 金沢市	コンビニエンス ストア事業	店舗設備	32,000	5,000	自己資金及 び増資資金	平成18年 3月	平成18年 5月
提出会社 富山窪本町店(仮)	富山県 富山市	コンビニエンス ストア事業	店舗設備	30,000	-	自己資金及 び増資資金	平成18年 6月	平成18年 8月
提出会社 直営店舗	埼玉県	コンビニエンス ストア事業	店舗設備	70,000	-	自己資金及 び増資資金	平成18年 7月	平成18年 9月
提出会社 直営店舗	鳥取県	コンビニエンス ストア事業	店舗設備	70,000	-	自己資金及 び増資資金	平成18年 8月	平成18年 10月
提出会社 直営店舗	広島県	コンビニエンス ストア事業	店舗設備	30,000	-	自己資金及 び増資資金	平成18年 8月	平成18年 10月
提出会社 直営店舗	大分県	コンビニエンス ストア事業	店舗設備	70,000	-	自己資金及 び増資資金	平成18年 8月	平成18年 10月
提出会社 直営店舗	神奈川県	コンビニエンス ストア事業	店舗設備	30,000	-	自己資金及 び増資資金	平成18年 8月	平成18年 10月
提出会社 その他直営店舗 22店	熊本県 熊本市など	コンビニエンス ストア事業	店舗設備	1,208,000	-	自己資金及 び増資資金	平成18年 3月～ 平成18年 12月	平成18年 5月～ 平成19年 2月
提出会社 松江鹿島店(仮) フランチャイズ加盟店舗	島根県 松江市	コンビニエンス ストア事業	店舗設備	30,000		自己資金及 び増資資金	平成18年 3月	平成18年 5月
提出会社 その他フランチャイズ 加盟店舗9店舗	鳥取県 米子市など	コンビニエンス ストア事業	店舗設備	270,000	-	自己資金及 び増資資金	平成18年 5月～ 平成18年 12月	平成18年 7月～ 平成19年 2月
合計				1,914,000	21,000			

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 1店あたりの売場面積は70㎡～250㎡を計画しております。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

当社は、フランチャイズ契約によるフランチャイズ店舗の出店に加え、直営による競争力強化型店舗(スーパーコンビニ)の出店の強化を進めております。

今回の資金調達によって、この競争力強化型店舗の出店拡大が可能となり、収益の増加が見込まれます。また、株主資本の増強により、財務体質の改善が見込めます。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけ、安定的な配当の継続を重視するとともに、業績、経済情勢に裏づけられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当決定にあたっては、各決算期の財政状況や経営環境等を総合的に考慮して決定してまいります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保金につきましては、新規出店、既存店改装などへの設備投資の資本需要に充当し、業務の拡大と業績の一層の向上に努めてまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 15 年 2 月期	平成 16 年 2 月期	平成 17 年 2 月期	平成 18 年 2 月期
1 株当たり当期純利益	157.49 円	119.20 円	140.61 円	102.40 円
1 株当たり年間配当金	22.0 円	23.0 円	24.0 円	24.0 円
実績配当性向	12.3%	17.1%	21.2%	35.5%
株主資本当期純利益率	18.1%	13.3%	14.0%	9.2%
株主資本配当率	2.3%	2.3%	2.4%	2.2%

(注) 1. 平成 16 年 2 月期より「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成 14 年 9 月 25 日 企業会計基準 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成 14 年 9 月 25 日 企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。

2. 「株主資本当期純利益率」は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

3. 「株主資本配当率」は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

4. 平成 14 年 4 月 19 日付で株式 1 株につき 1.1 株の株式分割を行っております。なお、平成 15 年 2 月期の 1 株当たり当期純利益は期首に株式分割が行われたものとして計算しております。

5. 平成 15 年 4 月 21 日付で株式 1 株につき 1.1 株の株式分割を行っております。なお、平成 16 年 2 月期の 1 株当たり当期純利益は期首に株式分割が行われたものとして計算しております。

6. 平成 18 年 2 月期の数字は、未監査となっております。

(5) 過去の利益配分ルールへの遵守状況

該当事項はありません。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 16 年 2 月期	平成 17 年 2 月期	平成 18 年 2 月期	平成 19 年 2 月期
始 値	910 円	1,193 円	1,509 円	1,576 円
高 値	1,441 円	1,681 円	1,765 円	1,614 円
安 値	825 円	1,151 円	1,345 円	1,500 円
終 値	1,170 円	1,480 円	1,575 円	1,530 円
株価収益率	9.8 倍	10.5 倍	15.4 倍	-

- (注) 1. 平成 19 年 2 月期の株価については、平成 18 年 4 月 28 日現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益(平成 18 年 2 月期の数字は未監査)で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。